

諫早湾干拓地農業者の募集要項

(公財)長崎県農業振興公社

1. 趣旨

諫早湾干拓地において、環境と調和した先進的な農業の展開に取り組む意欲のある農業者等を募集します。

諫早湾干拓地では、広大な農地で環境保全型農業が行われており、畑作で稲作は認めておりません。

2. 農地貸付の法的形態及び期間

農地の貸付は、農地法に基づく賃借権設定です。
賃借権設定期間は令和8年12月1日から令和20年3月31日までの予定です。
契約の更新審査により、賃借権を更新（期間10年間）できるものとします。

3. 公募の対象農地等

(1) 今回募集する農地は次のとおりです。

地区	圃場番号	面積 (㎡)	リース料 (円/年)	賃借権設定日 (予定)	備 考		
					地番	登記地目	面積(㎡)
小江	21-1	5,837	128,414	令和8年12月1日	5	畑	4,837
					6	雑種地	1,000
〃	21-2	14,103	310,266	〃	8	畑	13,104
					9	雑種地	999
〃	21-3	15,713	345,686	〃	11	畑	14,713
					12	雑種地	1,000
〃	21-4	22,394	492,668	〃	16	畑	21,395
					17	雑種地	999
〃	21-5	26,544	583,968	〃	19	畑	25,545
					20	雑種地	999
〃	21-6	31,860	700,920	〃	22	畑	30,863
					23	雑種地	997
〃	24-5	30,521	671,462	〃	143	畑	29,521
					144	雑種地	1,000

7 圃場 146,972

(別添「対象農地位置図」参照)

(2) 干拓地は、合意解約等により賃貸借に供していない農地を対象に、入植を希望される方を公募します。

今回の公募農地は耕種ゾーンであることから、畜産用飼料作物は栽培できません。

4. 賃貸借（リース方式）による営農

農地については、環境保全型農業の推進、農地の適正管理及び営農の初期投資の軽減を図るため貸付とします。

宅地等用地（中央干拓地内）については売り渡しとします。

5. 応募資格等応募の条件

(1) 公募対象者と対象地域

①入植者	長崎県及びその周辺地域に住所を有する者
②増反者	長崎県内で干拓地において農業を営む上で支障がない地域に住所を有する者
③農地所有適格法人等	常時従事者たる構成員の居住地又は居住予定地が干拓地での農業経営に支障がないこと

(2) 応募資格

- ① 認定農業者であること、又はなることが見込まれる者。法人経営体の場合、農地所有適格法人であること、又はなることが見込まれる者。
- ② 個人経営体の入植者及び増反者の場合、令和8年4月1日時点で60歳以上の者は後継者が農業に従事しているか、又は従事する見込みがある者。

(3) 営農に関する条件

- ① 「みどり認定」の認証を受けていること。
- ② 平成諫早湾干拓土地改良区（以下「土地改良区」という。）の組合員であること、又はなることが見込まれる者。
- ③ 干拓地で環境保全型農業を実践するために、環境保全型農業直接支払制度の取組を実施すること。又は、干拓地での営農開始後5年以内に、長崎県特別栽培農産物または有機栽培農産物の認証取得を目指すこと。
- ④ 環境保全型農業の実施について、別途、県及び公社と協定書を交わすこと。

(4) その他の条件(同意書を提出していただきます)

- ① 新たに賃借権設定をする者は、契約時に1年間の賃借料に相当する額を保証金として納付するか、連帯保証人契約を締結していただきます。
- ② 営農開始後は、期毎の決算書を公社に提出していただきます。
- ③ 農地所有適格法人にあっては、毎年度、管轄市町の農業委員会に提出した実績報告の写しを公社に提出していただきます。
- ④ 賃借権の設定期間において賃借料の滞納があった場合は、契約の解除を申し出ることがあります。
- ⑤ 契約満了日の1年前の時点（令和19年4月1日）に賃借料の滞納がある場合は契約更新しない場合があります。
- ⑥ 営農者の経営状況を確認するため、更新審査の5年前に中間経営評価を行います。
- ⑦ その他、営農者として信義則に反するような行為があった場合は、契約を解除する場合があります。
- ⑧ 農地の解約時には、原状回復（農業用施設等の撤去、損傷がある暗渠立上り管等の取替え、暗渠洗浄の実施等）をしていただきます。

※ 契約に際しては、別途、賃貸借契約書を締結していただきます。
また、連帯保証人契約の締結、又は保証金（賃借料1年分）の納入をしていただきます（免除者を除く）。

6. 募集期間

令和8年7月13日（月）～令和8年8月25日（火）午後5時（必着）

7. 募集説明会

(1)日時 令和8年7月21日（火）13:30～16:00

(2)場所 平成諫早湾干拓土地改良区会議室（諫早市中央干拓 472）

8. 貸付条件

① 貸付単位	整備区画（圃場）単位とします。 標準的な整備区画の面積は、中央干拓地 6 ha、小江干拓地 3 haとなっています。
② 賃借料	今回の募集対象農地の賃借料は10a当たり年額22,000円です。 （支払い方法等に関し賃貸借契約を結んでいただきます。）
③土地改良施設の維持管理	土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費等に必要な経費として10a当たり年額7,000円程度を負担していただきます。 （詳細は土地改良区が定めます。）

9. 審査選考

応募者については、「審査基準」に基づき、借受申出書等をもとに応募資格、貸付条件とともに営農計画の内容とその実現性等について審査します。さらに必要な場合は申出者に対して追加資料の提出や説明を求めるほか現地調査等を行い、「諫早湾干拓地農業者審査委員会」の意見を聴いて審査・選考します。

◇審査に当たっては、次の視点から評価し、総合的に判断します。

- ・ 営農の基本方針
- ・ 環境保全型農業の実践性
- ・ 中心作目の生産計画及び販売計画
- ・ 作付体系
- ・ 農業労働力の確保及び機械・施設等の整備計画
- ・ 資金調達計画
- ・ 営農計画を実践する技術・技能、経歴
- ・ 宅地等用地（又は施設等）の購入計画
- ・ その他審査に必要な事項

10. 貸付決定の通知等

貸付決定については、令和8年11月中旬頃までに書面により通知する予定です。なお、賃借権設定について諫早市農業委員会の許可が必要になります。

1 1. 宅地等用地の売り渡し

中央干拓地に宅地（集出荷施設の建設等用地）を準備しています。購入希望者は、公社に詳細を確認してください。

1 2. 応募のための提出書類

応募にあたっては、以下の①から⑥までの書類を提出してください。

- ① 諫早湾干拓農地借受申出書（様式第1号）
- ② 営農実績書（様式第2号）
- ③ 営農計画書（様式第3号）
- ④ 農業に関する履歴（様式第4号または様式第5号）
- ⑤ 同意書（様式第6号・第7号）
- ⑥ 添付書類：経営改善計画書・直近3カ年の決算書・貸借対照表・減価償却資産台帳・借入金の残高証明書等の写し・税金の未納がないことを証する書類・耕作証明書・履歴事項全部証明書（法人）・定款の写し（法人）等
（添付書類は市役所等に出向いて取得しなければならず時間を要しますので、早めの準備をお願いします。）

※「諫早湾干拓農地への新規営農者」は、①～⑥の書類全部の提出が必要です。

「農業への新規参入者」は、②の書類の提出は不要です。

「現営農者」は、②と④の書類の提出は不要です。

※ 応募書類は、（公財）長崎県農業振興公社にご連絡ください。
なお、当公社のホームページからもダウンロードできます。
（公財）長崎県農業振興公社のホームページ
（アドレス）[https:// ngskosha.server-shared.com/](https://ngskosha.server-shared.com/)

1 3. 提出部数 各1部（正本）

1 4. 提出方法 郵送又は持参 【令和8年8月25日（火）午後5時（必着）】

1 5. 提出先 〒854-0062 長崎県諫早市小船越町 3171 番地 （公財）長崎県農業振興公社諫早事務所

募集に関する問い合わせ先

（公財）長崎県農業振興公社諫早事務所 TEL 0957-25-6421（直通）
FAX 0957-25-6425

※諫早事務所が不在の場合

長崎県農業振興公社本所（長崎市）TEL（代表）095-824-1111（内線3848・3849）
（直通）095-894-3848

(参考：藤早湾干拓地の概要)

(1) 農地及び宅地等用地

① 農 地	中央干拓地	581ha
	小江干拓地	91ha
② 宅地等用地	中央干拓地 売却用	3ha

※各農地には約1,000㎡～5,000㎡の雑種地を配置しており、農業施設等用地として活用できます。

(2) 圃場の標準的な区画

中央干拓地	1区画 約6ha (100m×600m)
小江干拓地	1区画 約3ha (100m×300m)

(3) 排 水

暗渠排水工	各圃場に10m間隔で深さ80cm程度に敷設しています。
排 水 施 設	各圃場に接する末端排水路、支線排水路のほか、中央干拓地においては幹線排水路及び排水機場を設置しています。

(4) 用 水

水 源	調整池
用 水 路	パイプライン(各圃場に37.5m間隔で給水栓を設置しています。)
末端作業水圧	2. 5kg/cm ² (スプリンクラーによる灌漑が可能です。)

(5) 道 路

全 幅 員	幹線、支線道路 7. 0m 耕作道路 6. 0m
構 造	幹線・支線道路 アスファルト舗装 耕作道路 砂利舗装

(6) 干拓地の地盤

ハウスや農舎等の施設を設置する場合、干拓地の地盤の特性から、施設によっては基礎工事が必要となる場合があります、農業者の負担となります。

(7) 宅地等用地

中央干拓地の入口に位置する一角に、7haの宅地等用地を確保しています。
賃貸ではなく売渡しになります。

用 途	入植者用住宅、事務所、集出荷・加工施設等
整備内容	地盤は軟弱地盤対策工事済み、飲料水、電気は幹線設置済み
区 画	約1,000㎡単位
価 格 (令和7年度)	5,321円/㎡ 3,967円/㎡(一部プレロード未実施用地)

< 諫早湾干拓潮受堤防の排水門開門問題について >

平成22年12月、福岡高裁は、開門を命ずる判決を出しました。

この判決が確定したことから、平成23年4月、地元の農業者、漁業者、住民の方々が、新干拓地の営農者の皆様とともに、排水門の開門差止を求める裁判を提起しました。

平成29年4月、長崎地裁から、開門差止請求を認める判決が出され、国は、開門しないとの方針を明確にして判決を受け入れ、控訴しないことを表明しました。

これに対して、開門を求める方々が、独立当事者参加を申し出ましたが、令和元年6月、最高裁が開門を認めないとの方向性を初めて示し、開門差し止めを認めた長崎地裁判決が確定しました。

その後、開門を巡っては、国が平成22年の福岡高裁開門確定判決の執行力の排除を求めている請求異議訴訟において、令和5年3月、最高裁から開門を求める方々の上告を棄却し、上告審として受理しないとの決定が出され、これにより、開門を認めない方向で司法判断は統一されました。

○「付属資料」

「対象農地位置図」